

ふるさと雇用再生特別基金事業について

1. 政策提案

- 地域の実情に応じて、創意工夫に基づき雇用機会を創出する「ふるさと雇用再生特別基金事業」について、平成24年度においても支援が継続できるよう、事業実施期間の延長を講じられたい。

2. 現状と課題

- 本県における「ふるさと雇用再生特別推進事業」については、平成21年度においては120事業、376名を雇用し、平成22年度においては134事業、556名に拡大を図った。
また、この間に117名が委託事業者に正規雇用された。
- さらに、本年度においても140事業(県:28事業、市町:112事業)、567名(県:297名、市町:270名)に拡大したところであるが、本年度に基金事業が終了することから、委託期間が終了後も自立による雇用が継続されるよう各事業者に働きかけていく必要がある。

3. 本県の取組状況

- 本県においては、事業計画の段階で、「地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展および継続的な雇用が期待される事業かどうか」また、「事業終了後のビジネス化や継続雇用に向けた仕組み等が検討されているかどうか」といった点についても注視しながら審査を行っている。
- さらに、市町事業については、平成21年度より本県独自に設けた「ふるさと雇用進捗状況調べ」調書により、「平成24年度以降の自立化に向けての計画」について記載を求め、自立化の状況把握を行ってきたところである。
- 平成24年度においては、雇用者567名のうち、既に正規雇用された者を除く全員の継続雇用を目指すこととしているものの、事業の進捗状況等からその一部について実現が困難と想定される。

（政策提案の概要）

ふるさと雇用再生特別推進事業について事業の進捗状況を勘案し、平成24年度においても委託事業を実施することにより、基金事業終了後も雇用が継続されることが見込まれる場合には、当該基金の剰余分を活用できるよう事業実施期間の延長を講じられたい。